

証券コード 3316

2023年5月31日

(電子提供措置の開始日 2023年5月24日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

東京日産コンピュータシステム株式会社

代表取締役社長 吉丸 弘二朗

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tcs-net.co.jp/ir/news/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主総会会場につきましては、株主様の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ソーシャルディスタンスを確保できる十分な広さの昨年と同じ会場といたしました。また、ご自宅等でも株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ中継を実施いたしますので、事前に株主総会の目的事項にかかわるご質問をお受けいたします。

詳細につきましては、4頁から5頁までの「インターネットによるライブ中継のご案内」及び6頁の「インターネットによる事前の質問の受付」をご参照ください。

また、本年度も昨年同様、お土産の配布を取りやめとさせていただきます。

当日ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月14日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月15日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス
(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第35期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎当日は、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」、「6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・個別注記表
- なお、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

- ◎政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりました。感染リスク回避の観点から、会場の座席間隔を大きくあけておりますが、本定時株主総会にご出席される株主様は、体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願い申し上げます。
- ◎株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフにつきましても、マスク着用は個人の判断によるものとさせていただきます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

■インターネットによるライブ中継のご案内

第35回定時株主総会の模様を株主の皆様限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要はなく、ご自宅等からご覧いただけます。

※ 配信や視聴方法の詳細につきましては、議決権を有する株主の皆様へ直接書面にてお知らせいたします。

＜ライブ中継ご視聴にあたっての注意事項＞

- ◎株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。議決権行使は、「書面(郵送)」にてお願いいたします。
- ◎ライブ配信をご視聴いただく株主様は、あくまで視聴のみとなり、会社法第314条に基づくご質問などはできませんので、予めご了承ください。ご質問を希望される場合は、次頁の「インターネットによる事前の質問の受付」をご検討ください。
- ◎インターネット配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様のご負担となります。快適にご視聴いただくため、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境をご推奨いたします。
- ◎ご使用の機器及びインターネットの利用環境等により、映像や音声に不具合が生じる等ご利用いただけない場合もございます。万一何らかの事情により配信を行わない場合は、当社ウェブサイト(<https://www.tcs-net.co.jp>)にてお知らせいたします。
- ◎本総会の配信映像は会場後方から撮影し、株主の皆様の様子は映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ◎プライバシー保護の観点から、撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- ◎視聴用ログイン情報の第三者への提供は固くお断りいたします。

■インターネットによる事前の質問の受付

インターネットを通じて株主様からの株主総会目的事項に関するご質問を事前に受け付けております。

いただいたご質問は、当社の株主総会事務局が取りまとめ、当日、議長より回答いたします。

なお、以下の点をご了承ください。

◎受付期間：2023年6月1日(木)から2023年6月8日(木)まで

◎受付方法：当社ウェブサイトの「お問い合わせ」フォーム(<https://www.tcs-net.co.jp/contact/index.html>)に接続後、「お問い合わせ項目」の「IR情報」を選択いただき、必要事項をご記入願います。なお、お一人様につき1問とさせていただきます。

◎当日ご来場いただいている株主様のご質問から優先的に取り上げ、回答いたします。

◎質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、又は本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがございます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

年間の配当性向30%を基準とし、業績に応じた成果配分を行うことを基本方針とし、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金の充実を勘案しながら、利益還元を行っていく所存であります。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化や将来の事業拡大を見据え、社内利用システムの老朽化対策、新技術に対応するための検証用環境の構築やプロフェッショナル人材の育成などへの投資を行い、より質の高いサービスの提供に役立てるよう運用してまいります。

このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末の普通株式の配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は125,795,700円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月16日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役7名が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よしまる こうじろう 吉丸 弘二朗 1958年12月20日生	1981年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2002年6月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役 2005年6月 当社専務取締役 2007年4月 当社代表取締役専務 2009年6月 当社代表取締役専務営業本部長 2011年6月 当社専務取締役営業本部長 2013年4月 当社専務取締役サービス本部長 2013年6月 当社代表取締役社長(現任)	54,100株
2	さとう ひろゆき 佐藤 浩之 1961年3月28日生	1984年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2004年1月 当社営業部長 2004年6月 当社取締役営業部長 2009年6月 当社取締役営業本部副本部長 2013年4月 当社取締役営業本部長 2013年10月 株式会社グロスディー監査役(非常勤) 2014年4月 当社取締役社長補佐、営業本部、サービス本部担当 2014年6月 当社常務取締役社長補佐、営業本部、サービス本部担当 2015年4月 当社常務取締役社長補佐、自動車事業部、産業事業部担当、兼マネージドサービス事業部長 2017年6月 当社常務取締役社長補佐、自動車事業部担当、兼マネージドサービス事業部長 2019年4月 当社常務取締役社長補佐、マネージドサービス事業部担当、兼マネージドサービス事業部長 2020年4月 当社常務取締役社長補佐、経営管理本部、マネージドサービス部担当、経営管理本部長 2022年4月 当社常務取締役社長補佐、経営管理本部担当、経営管理本部長 2023年4月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長(現任)	26,300株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	みうら ごろう 三浦 吾朗 1970年7月21日生	1991年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2014年4月 当社営業部長 2015年4月 当社産業事業部長 2017年6月 当社取締役産業事業部長 2019年4月 当社取締役自動車事業部、産業 事業部担当、兼産業事業部長 2020年4月 当社取締役ソリューション営業本部 担当、ソリューション営業本部長 2021年4月 当社取締役ソリューション営業本部 担当、ソリューション営業本部長 兼ソリューション企画室長 2022年4月 当社取締役ソリューション事業本部担当、 ソリューション事業本部長 2022年6月 当社常務取締役ソリューション事業本部担当、 ソリューション事業本部長 2023年4月 当社取締役 常務執行役員 ソリューション事業本部長(現任)	7,200株
4	まつお しげゆき 松尾 茂幸 1962年11月14日生	1986年4月 日産自動車株式会社入社 2009年4月 日産プリンス神奈川販売株式会社執行役員 2011年4月 中央日産株式会社執行役員 2017年4月 同社常務執行役員 2018年4月 神奈川日産自動車株式会社常務取締役 2021年4月 日産プリンス東京販売株式会社 (現日産東京販売株式会社)執行役員 2022年4月 日産東京販売ホールディングス株式会社 執行役員(現任) 2022年12月 当社取締役(現任)	一株
5	しんかい たつあき 新海 立明 1952年11月5日生	1977年4月 ソニー・テクトロニクス株式会社入社 2002年6月 住商エレクトロニクス株式会社入社 2005年8月 住商情報システム株式会社執行役員 2009年6月 同社取締役常務執行役員 2012年4月 株式会社CSIソリューションズ 代表取締役社長 2016年4月 同社顧問 2019年6月 当社社外取締役(現任)	3,900株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	ふるのたかし 古野孝志 1955年7月26日生	1980年4月 新日本製鉄株式会社入社 1987年4月 日興証券株式会社入社 1998年5月 医療産業株式会社代表取締役 2002年5月 株式会社エブリディ・ドット・コム 取締役 2013年1月 スリープログループ株式会社 取締役副社長 2013年8月 スリープロウィズテック株式会社 代表取締役 2017年1月 同社顧問 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年11月 株式会社ブラコー 代表取締役社長(現任)	3,900株
7	いのうえ おさむ 井上修 1959年4月1日生	1985年4月 川鉄商事株式会社 (現JFE商事株式会社) 入社 1988年9月 富士ゼロックス株式会社入社 2001年8月 アマゾンジャパン株式会社入社 2002年9月 株式会社ドコモエーオーエル入社 2004年3月 デル株式会社入社 2006年2月 日本ヒューレット・パカード株式 会社執行役員 同社取締役執行役員 2017年3月 ジャパンシステム株式会社 代表取締役社長 2019年9月 株式会社ミロク情報サービス入社 2020年4月 同社執行役員(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	2,900株

- (注)1. 取締役候補者のうち、新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。なお、社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって、新海立明氏、古野孝志氏が4年、井上修氏が3年であります。
2. 社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏ともに経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をいただき当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと考えているためであります。新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏が選任された場合には、IT業界における豊富な知見を活かして事業戦略についての助言や、上場企業の経営に携わった経験をもとに、取締役の職務執行に対する監督・助言をいただく予定です。
3. 松尾茂幸氏の過去10年間で当社の親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社における業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

- 松尾茂幸氏、新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏とは、当社との間で現に会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しておりますので、選任後、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
- 親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社は当社の取締役に係る当該保険契約の保険料の全額を負担しております。当該保険契約の内容の概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2023年7月に同程度の内容で更新を予定しています。
- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役平尾彰氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ひらお あきら 平尾 彰 1957年8月10日生	1983年9月 日産プリンス東京販売株式会社 (現日産東京販売株式会社)入社 2010年4月 同社部長 鮫洲店店长 2011年4月 同社第三営業部長 2012年4月 同社執行役員 2015年4月 エヌティオートサービス株式会社 監査役(非常勤) 2015年6月 当社常勤監査役(現任)	6,700株

- (注)1. 平尾彰氏とは、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しておりますので、選任後、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
2. 親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社は当社の監査役に係る当該保険契約の保険料の全額を負担しております。当該保険契約の内容の概要は事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2023年7月に同程度の内容で更新を予定しています。
3. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案が承認されたのちの経営体制(予定)

	氏名	属性	当社が期待する知見・経験				
			企業経営 事業運営	営業 マーケティング	財務 会計	法務 コンプライアンス	人事 労務
取締役	吉丸弘二朗		◆	◆			
	佐藤浩之		◆	◆			
	三浦吾朗		◆	◆			
	松尾茂幸		◆	◆			
	新海立明	社外 独立	◆	◆			
	古野孝志	社外 独立	◆	◆			
	井上修	社外 独立	◆	◆		◆	
監査役	平尾彰		◆			◆	
	松尾憲治	社外 独立				◆	
	小川和洋	社外			◆		
	金井祐子	社外			◆		

- (注) 1. 「社外」: 会社法第2条第15号又は第16号に定める役員
 2. 「独立」: 東京証券取引所届出独立役員
 3. 各役員が有するすべての知見を表すものではありません。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で経済社会活動は回復傾向にあるものの、ウクライナ情勢の長期化や急激な円安の進行など懸念材料もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の属するIT業界におきましては、ニューノーマルの定着に伴う働き方改革への対応に加え、企業の競争力強化や業務プロセス再構築など、ビジネスモデル変革を推進するDX(デジタルトランスフォーメーション)へのIT投資が一層その存在感を強めております。一方、サイバー攻撃の急増に伴うセキュリティ対策など予測不能な危機への対策需要も増加しております。

当社は、このような事業環境の中、経営理念である「お客様に最大のご満足を実現するため、「お客様の未来を考えビジネスを共創するICTソリューション企業」を企業ビジョンと定め、顧客企業の課題解決を図るため、「お客様の立場に立って理解を深めます」「お客様の信頼を獲得し、一番に選ばれる企業を目指します」「お客様に安心で最適なICTプラットフォームを提供します」「従業員、パートナーにとって魅力ある企業を目指します」を行動指針とし、マネージドサービスカンパニーとして顧客の持続的成長を支援するベストパートナーを目指し、営業品質を向上させることにより顧客との関係強化に努めてまいりました。また、人材の育成に注力するとともに、新たなパートナーとの協業強化に努め、「TCSマネージド・プラットフォーム・サービスの提供」と「デジタルマーケティング」を基本戦略とした営業活動を行ってまいりました。

当社が提供する「TCSマネージド・プラットフォーム・サービス」は、ロイヤリティの高い顧客に対し、従来のTCSマネージドサービスを拡張し、パブリッククラウドへの対応技術を高め、安心して利用できるハイブリッドインフラ環境の提供を行うとともに、ICTインフラだけでなく、アプリケーション開発や運用保守を含めた、ビジネスプラットフォーム全体を提供するサービスとして展開してまいりました。また、全国に存在する顧客ニーズに対し、便利さやお得感を提供するソリューションであるITte(イッテ)を提供するため、デジタルマーケティングを推進してまいりました。

当事業年度におきましては、顧客のIT投資が活発化する中、基本戦略を軸とした営業活動を行ってきた結果、当社の事業戦略であるTCSマネージド・プラットフォーム・サービス事業が堅調に推移するとともに

にソフトウェアの売上が伸長したことから、増収増益となりました。

この結果、当社の業績は、売上高は8,099百万円(前年同期比947百万円増、13.2%増)、営業利益は605百万円(前年同期比170百万円増、39.0%増)となりました。営業外費用にコンサルティング費用を計上したことにより、経常利益は582百万円(前年同期比123百万円増、26.8%増)、当期純利益は386百万円(前年同期比92百万円増、31.5%増)となりました。

また、受注状況につきましては、受注高は9,083百万円(前年同期は6,701百万円)、受注残高は1,397百万円(前年同期は414百万円)となりました。

なお、当社は「情報システム関連事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は107百万円であり、その主なものは、マネージドサービス案件に伴うサーバー機器、ストレージ機器や社内利用OAパソコン等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の顧客とする企業は持続的成長のため、ビジネスに変革をもたらし、カーボンニュートラルに貢献するDX（デジタルトランスフォーメーション）への投資が加速しております。一方でデジタル人材は不足しており、如何にして早く、簡単にIT技術を適用できるかが課題となっております。このような状況の下、顧客ニーズはますます多様化するとともに、変化へ迅速に対応できるソリューションへの期待が高まっております。

当社は、このような課題に対し、以下の対応を考えております。

- ① 顧客関係強化
- ② DX（デジタルトランスフォーメーション）を支えるソリューションの提供
- ③ 組織能力向上
- ④ カーボンニュートラルへの貢献
- ⑤ 顧客満足度の向上

当社は、多様化する顧客ニーズに対応するため、営業品質を向上させ顧客との関係強化を進めてまいります。顧客企業の課題を解決するためには、変化へ迅速に対応できるDX（デジタルトランスフォーメーション）によるソリューションの提供が不可欠です。そのために人材の育成に注力するとともに、新たなパートナーとのアライアンス強化にも取り組み、組織能力の向上をスピードアップします。当社は、提供するソリューションの選定にあたって、カーボンニュートラルへの貢献を意識した提案を進めてまいります。これらの活動結果を評価するため、顧客満足度調査を毎年実施し、営業品質の向上に努めてまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2020年3月期)	第 33 期 (2021年3月期)	第 34 期 (2022年3月期)	第 35 期 (当期) (2023年3月期)
売 上 高 (百万円)	8,790	7,471	7,152	8,099
営 業 利 益 (百万円)	565	376	435	605
経 常 利 益 (百万円)	572	375	459	582
当 期 純 利 益 (百万円)	391	257	293	386
1 株当たり当期純利益 (円)	62.41	40.96	46.76	61.46
総 資 産 (百万円)	5,709	5,724	5,914	6,968
純 資 産 (百万円)	3,295	3,451	3,666	3,964

(10) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

内 容
●ソリューションプロバイダー事業 ・マネージドサービス ハウジング/ホスティング ヘルプデスクサービス 運用・監視サービス ・ハードウェア及びソフトウェア販売 ・導入支援、保守サービス ・ネットワーク構築 ・受託開発
●コンピュータ用品販売事業 ・サプライ用品販売

(11) 主要拠点等 (2023年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
江東事業所	東京都江東区

(12) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
152名(8名)	3名増(0名)	41.4歳	11.9年

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時雇用者には、派遣社員は除いております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、当社の議決権の54.7%を所有しております。当社は同企業グループに対し、コンピュータ機器類及び保守サービスの販売等を行っており、従来どおりの関係を維持しております。また、同社との間に金銭等の貸借関係、保証・被保証等はありません。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件の決定に際しては、市場価格等を勘案のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な意見を経て決定しております。

親会社は当社に対し、資本的な関係から当社の経営方針等について、一定の影響を及ぼす状況にありますが、事業の関連性はないため事業活動に対する制約はありません。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 25,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 6,300,000株 (自己株式10,215株を含む)
- (3) 株主数 76,575名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
日産東京販売ホールディングス株式会社	3,390,000株	53.89%
光通信株式会社	298,100	4.73
MSIP CLIENT SECURITIES	105,800	1.68
今泉 真一郎	65,500	1.04
織田 敏昭	60,000	0.95
吉丸 弘二郎	54,100	0.86
斉藤 学	54,000	0.85
株式会社IC	53,500	0.85
高田 直樹	51,700	0.82
赤木 正人	45,600	0.72

(注) 持株比率は自己株式(10,215株)を控除して、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 丸 弘二朗	
常 務 取 締 役	佐 藤 浩 之	社長補佐 経営管理本部担当 経営管理本部長
常 務 取 締 役	三 浦 吾 朗	ソリューション事業本部担当 ソリューション事業本部長
取 締 役	外 川 孝 彦	日産東京販売ホールディングス株式会社 シニアアドバイザー (2022年8月19日 逝去により退任)
取 締 役	松 尾 茂 幸	日産東京販売ホールディングス株式会社 執行役員
取 締 役	新 海 立 明	
取 締 役	古 野 孝 志	株式会社プラコー 代表取締役社長
取 締 役	井 上 修	株式会社ミロク情報サービス 執行役員
常 勤 監 査 役	平 尾 彰	
監 査 役	松 尾 憲 治	弁護士
監 査 役	小 川 和 洋	公認会計士 日本金属株式会社 社外取締役 株式会社HANATOUR JAPAN 社外監査役
監 査 役	金 井 祐 子	公認会計士

- (注)1. 2022年6月16日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、赤木正人氏は取締役を任期満了により退任いたしました。また、取締役外川孝彦氏は2022年8月19日に逝去により退任いたしました。なお、同氏の担当、重要な兼職の状況は退任時のものであります。
2. 常務取締役である佐藤浩之氏は、組織変更に伴い取締役の委嘱業務も変更となり、2023年4月1日付で取締役 常務執行役員 経営管理本部長（現任）となっております。
3. 常務取締役である三浦吾朗氏は、組織変更に伴い取締役の委嘱業務も変更となり、2023年4月1日付で取締役 常務執行役員 ソリューション事業本部長（現任）となっております。
4. 2022年12月12日開催の臨時株主総会において、松尾茂幸氏は取締役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役のうち新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役である松尾憲治氏、小川和洋氏及び金井祐子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 取締役である新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏、監査役である松尾憲治氏は、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 監査役松尾憲治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知

見を有するものであります。

9. 監査役小川和洋氏及び金井祐子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役松尾茂幸氏、新海立明氏、古野孝志氏、井上修氏及び監査役平尾彰氏、松尾憲治氏、小川和洋氏、金井祐子氏とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、同社及び当社を含む同社の子会社等におけるすべての取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担せず、当社は当社の取締役及び監査役に係る保険料の全額を負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

当社の取締役の報酬等は、中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役の報酬は、役位ごとにその役割に応じた基本報酬と業績や役割に対する貢献度を加味した評価報酬を固定報酬として支給する他、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬とで構成しております。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみの構成としております。また、監査役及び社外監査役の報酬については、監査役会で協議のうえ、決定しております。

「基本報酬」は、役位別に基準額を定め、「評価報酬」は、複数設定した目標項目ごとにその達成度に応じた支給率を算出し、基本報酬に支給率を乗じて算出しております。「譲渡制限付株式報酬」については、営業利益計画を達成した場合に、業績向上及び企業価値向上

への貢献度を評価し、役位別に付与する株式数を決定しております。以上の方針に加え、2022年9月に取締役会の諮問機関として設置した任意の指名・報酬委員会において報酬案原案の審議を行ったうえで、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容を決定するものとし、手続きの透明性及び客観性を確保してまいります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2005年6月22日開催の第17回定時株主総会において年額14,000万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月15日開催の第30回定時株主総会において、譲渡制限付株式による株式報酬を年額2,000万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年12,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(業務執行取締役)の員数は4名であります。監査役の金銭報酬の限度額は、2003年6月18日開催の第15回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については業績向上及び企業価値向上への貢献度の評価を適切に行うため、取締役会決議に基づき代表取締役社長吉丸弘二郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた固定報酬と譲渡制限付株式報酬額の決定としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		支給人数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	60,398 (10,800)	60,398 (10,800)	— (—)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (7,200)	13,200 (7,200)	— (—)	4名 (3名)
計	73,598	73,598	—	11名

- (注)1. 上記には、2022年6月16日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記取締役人数には、無報酬の取締役2名を除いております。
4. 譲渡制限付株式は株式の交付から取締役の地位を退任するまでの間を譲渡制限期間とし、期間中は譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとしています。取締役が譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場

合、当社は譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得します。

- (1) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 取締役に対し破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- (3) 取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 取締役が当社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任した場合

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 取締役会、監査役会への出席状況、発言状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
新海立明 (取締役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特にIT業界における豊富な知見をもとに、営業戦略についての助言、経営陣の監督を行っております。
古野孝志 (取締役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特にIT業界における豊富な知見をもとに、営業戦略についての助言、経営陣の監督を行っております。
井上修 (取締役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特にIT業界における豊富な知見をもとに、営業戦略についての助言、経営陣の監督を行っております。
松尾憲治 (監査役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会13回のうち12回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、弁護士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。
小川和洋 (監査役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、監査役会13回のうち12回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、公認会計士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。
金井祐子 (監査役)	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、公認会計士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

④ 当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当期中に役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置する。
- ② コンプライアンス委員を任命し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ③ 役員及び社員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。
- ④ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを規定する。社員への周知、啓蒙については、コンプライアンスマニュアルを作成し、全社員に配付、教育研修等を行うこととする。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、人事・総務部では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適正に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、それに準拠した管理体制の整備を図る。

また、当社を取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応を行うとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。

コンプライアンス委員会に予防的リスクマネジメントの役割を持たせる。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加えグループとしての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規則を整備する。
- ② グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
- ③ 親会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役の指揮・監督の下、監査役の監査業務のサポートをする。

また、当該使用人の人事異動・評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

また、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が定期的に役員及び社員から職務執行の状況に応じて、報告を受けることができる体制を整備する。報告・情報提供としての主なものは、下記のとおりとする。

- ・ 当社の重要な会計方針、基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じ、コンプライアンス規程と内部通報制度を役員及び社員に周知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11) その他の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われていることを確保するため、監査・経理・総務等の関連部門が監査役の業務の補助をする。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた「業務の適正を確保するための体制」を整備しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を13回開催し、重要事項や業績報告及びその対策について十分に議論して意思決定をしております。監査役は取締役会の意思決定に対し、経営、法律、財務・会計に関するそれぞれの専門性に基づく中立的な監視を実施しており、経営の監視体制が十分に機能していると判断しております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を13回開催し、取締役会に出席するほか、稟議書等の重要文書を閲覧する等により、監査の実効性を確保しております。また、代表取締役や業務執行取締役及び会計監査人との定期的な意見交換を行っており、監査を実施するに当たっては、監査室との連携を図り、実効性のある監査の実施に努めております。

(3) コンプライアンス及びリスクの管理について

コンプライアンスについては、コンプライアンス規程を制定し企業倫理の実践を図るためコンプライアンス委員会を設置、内部通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。また、役員及び社員に対し、その階層に応じた必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。リスク管理については、リスク管理規程を制定し、経営リスクに直面したときの対応について、対策本部の設置、業務、責務等を定めております。

(4) 財務報告の信頼性を確保する取組みについて

財務報告の信頼性を確保するための体制について「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針」を策定しており、この方針に基づき当社の監査室が内部統制システム全般の整備・運用状況について有効性の評価を実施しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,316,287	流動負債	2,612,251
現金及び預金	3,248,127	買掛金	1,869,476
受取手形	1,972	未払金	22,732
電子記録債権	58,762	未払費用	102,040
売掛金	2,504,449	未払法人税等	157,304
商 品	213,904	未払消費税等	27,473
仕掛品	20,628	契約負債	330,030
貯蔵品	81	預り金	19,612
前渡金	228,932	賞与引当金	83,580
前払費用	15,665	固定負債	391,295
その他	24,020	退職給付引当金	380,395
貸倒引当金	△258	その他	10,900
固定資産	652,123	負債合計	3,003,547
有形固定資産	361,888	(純資産の部)	
建 物	41,139	株 主 資 本	3,913,274
工具、器具及び備品	289,999	資本金	867,740
建設仮勘定	30,749	資本剰余金	447,240
無形固定資産	18,321	資本準備金	447,240
ソフトウェア	18,321	利益剰余金	2,607,105
投資その他の資産	271,913	利益準備金	12,687
投資有価証券	120,827	その他利益剰余金	2,594,418
繰延税金資産	141,484	別途積立金	350,000
その他	29,038	繰越利益剰余金	2,244,418
貸倒引当金	△19,436	自己株式	△8,811
資産合計	6,968,410	評価・換算差額等	51,589
		その他有価証券評価差額金	51,589
		純資産合計	3,964,863
		負債及び純資産合計	6,968,410

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,099,918
売上原価		6,599,091
売上総利益		1,500,827
販売費及び一般管理費		894,872
営業利益		605,954
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	4,113	
受取保険金	133	
貸倒引当金戻入額	600	
物品売却益	1,126	
その他	131	6,151
営業外費用		
支払手数料	29,604	29,604
経常利益		582,501
特別利益		
投資有価証券売却益	541	541
特別損失		
固定資産除売却損	5	5
税引前当期純利益		583,037
法人税、住民税及び事業税	212,219	
法人税等調整額	△15,675	196,544
当期純利益		386,492

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
2022年4月1日残高	867,740	447,240	—	447,240	12,687	350,000	1,954,549
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△94,274
当期純利益							386,492
自己株式の処分			△2,348	△2,348			
自己株式処分差損の振替			2,348	2,348			△2,348
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	289,869
2023年3月31日残高	867,740	447,240	—	447,240	12,687	350,000	2,244,418

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産計 合
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金合計					
2022年4月1日残高	2,317,236	△13,665	3,618,550	48,249	48,249	3,666,800
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△94,274		△94,274			△94,274
当期純利益	386,492		386,492			386,492
自己株式の処分		4,854	2,505			2,505
自己株式処分差損の振替	△2,348		—			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				3,339	3,339	3,339
事業年度中の変動額合計	289,869	4,854	294,723	3,339	3,339	298,063
2023年3月31日残高	2,607,105	△8,811	3,913,274	51,589	51,589	3,964,863

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない …… 時価法によっております。

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない …… 移動平均法による原価法によっております。

株 式 等

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 仕 掛 品 …… 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 …… 定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 2～15年
工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無 形 固 定 資 産 …… 定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、収益の獲得を目的とした自社利用のソフトウェアについては、将来の収益が確実に認められる期間(3～5年)、社内利用による費用削減が確実なものについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 製品販売

当社はハードウェア、ソフトウェア等の製品販売を行っております。これらの製品販売に必要な導入支援サービスを併せて提供する場合には、単一の履行義務として、顧客が当該製品を検収した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売において、製品単体の納品や簡易的なキッティング作業のみで当社にて動作確認を行い、出荷する製品については、出荷時点で収益を認識しております。

(2) 保守サービス、マネージドサービスなど

当社はハードウェア、ソフトウェアの製品販売に伴い、発生するハードウェア保守、ソフトウェア保守についてのサービス提供やデータセンターなどのマネージドサービスの提供を行っております。これらのサービス提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(3) 受託開発

当社はソフトウェアの受託開発を行っております。開発期間が短期間のものについては、顧客が当該ソフトウェアを検収した時点で収益を認識しております。その他の受託開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。なお、当該開発進捗において、開発フェーズ単位で顧客と契約している場合においては、フェーズ単位の開発期間が短期間のものに限られ、顧客との契約に基づき、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(4) コンピュータ用品

当社は国内の顧客に対し、サプライ品などコンピュータ用品を販売しております。コンピュータ用品の販売については、顧客に納品した時点で収益を認識しております。

(5) その他

当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品、サービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

当社は「情報システム関連事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、当社が提供する財又はサービスの収益の分解情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	財又はサービス					合計
	ハードウェア	ソフトウェア	サービス (注)1	コンピュータ 用品	その他 (注)2	
一時点で移転される財又はサービス	937,527	2,172,542	1,475,308	81,923	16	4,667,318
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	—	3,432,599	—	—	3,432,599
顧客との契約から生じる収益	937,527	2,172,542	4,907,908	81,923	16	8,099,918

(注) 1. 「サービス」の区分の内、一時点で移転される財又はサービスは、ハードウェア、ソフトウェアの導入に伴う短期間の導入支援サービス等の売上高であります。また、一定の期間にわたり移転されるサービスは、データセンター、ヘルプデスク、保守サービス等の契約期間に基づいて計上される売上高であります。

2. 「その他」の区分は、代理人としての手数料収入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、取引価格は、仕入原価(製品原価、外注原価)、社内工数に基づき、決定しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,678,868
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,504,449
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	377,856
契約負債(期末残高)	330,030

契約資産は、受託開発契約について、開発期間が短期間のものを除き、原価比例法に基づき進捗率を見積り、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについて計上しております。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託開発の対価は、顧客検収時点で請求し、顧客の締め日支払日に応じ受領しております。なお、当事業年度における契約資産残高はありません。

契約負債は、主に保守サービスなど月額課金に対する契約期間分の前受入金であり、収益の認識に伴い取り崩されるものであり、概ね翌事業年度に取り崩されるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれない重要な変動対価の額等はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「物品売却益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	50,946千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,354,095千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との間の取引高	
営業取引	
① 売上高	453,904千円
② 売上原価	23,762千円
③ 販売費及び一般管理費	15,282千円
2. 売上原価に含まれる棚卸資産評価損	
期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、棚卸資産評価損 3,284千円が売上原価に含まれております。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 6,300,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 10,215株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

2022年6月16日開催の第34回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額 94,274千円

・1株当たり配当額 15円

・基準日 2022年3月31日

・効力発生日 2022年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月15日開催の第35回定時株主総会による配当に関する事項

・配当金の総額 125,795千円

・配当の原資 利益剰余金

・1株当たり配当額 20円

・基準日 2023年3月31日

・効力発生日 2023年6月16日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に短期的な運転資金の調達によるもので、月内に借入を行い、月末までには返済を行うこととしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っており、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達に関しては、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、2023年3月31日現在、借入金残高はありません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(資産 (3) 投資有価証券の脚注を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 電子記録債権	58,762	58,762	—
(2) 売掛金	2,504,449	2,504,345	△103
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	116,827	116,827	—
資産計	2,680,038	2,679,934	△103
(1) 買掛金	1,869,476	1,869,476	—
(2) 未払金	22,732	22,732	—
(3) 未払費用	102,040	102,040	—
(4) 未払法人税等	157,304	157,304	—
負債計	2,151,555	2,151,555	—

* 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

資産

(1) 電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しておりますが、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下の通りです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	116,366	41,931	74,435
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	460	538	△78
合計		116,827	42,469	74,357

* 市場価格のない株式等は、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りです。

(単位：千円)

区分	2023年3月31日
非上場株式	4,000

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、並びに(4) 未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しておりますが、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
電子記録債権	58,762	—	—
売掛金	2,490,941	13,508	—
合計	2,549,703	13,508	—

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	112,459千円
賞与引当金	25,592千円
貸倒引当金	6,030千円
未払事業税	9,606千円
その他	22,071千円
繰延税金資産小計	175,759千円
評価性引当額	△11,506千円
繰延税金資産合計	164,252千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△22,768千円
その他	△0千円
繰延税金負債合計	22,768千円
繰延税金資産純額	141,484千円

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日産東京販売 ホールディングス㈱	被所有 直接 (54.7%)	当社商品の 販売等 役員の兼任	当社商品 の販売等	453,904	売掛金	50,716

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等抜きで、期末残高は消費税等込みの金額で記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社商品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	630円37銭
2. 1株当たり当期純利益	61円46銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

東京日産コンピュータシステム株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米 倉 礼 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳 永 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京日産コンピュータシステム株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び取締役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対処した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人アーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

東京日産コンピュータシステム株式会社 監査役会

常勤監査役	平 尾 彰
社外監査役	松 尾 憲 治
社外監査役	小 川 和 洋
社外監査役	金 井 祐 子

(注) 監査役は、電子署名をしております。

以 上

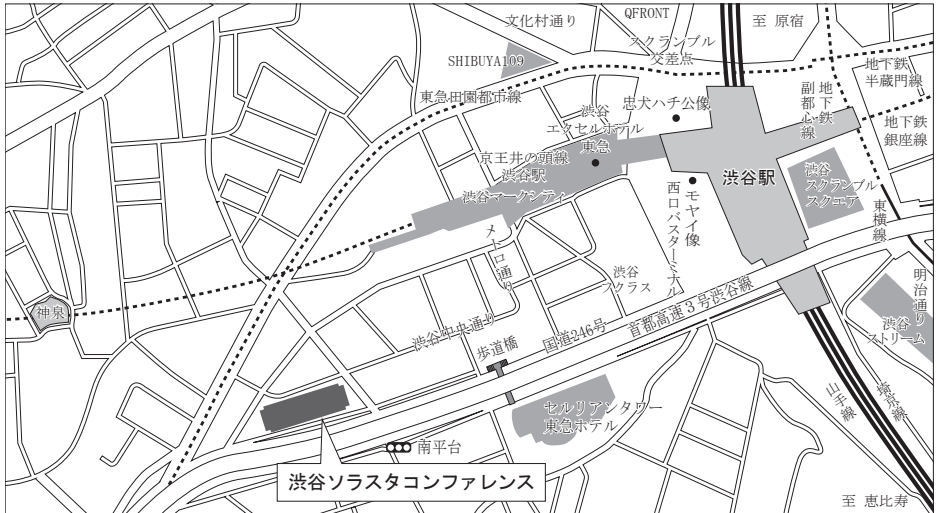
株主総会会場のご案内図

会 場 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス

TEL 03-5784-2604 (代表)

最寄り駅

- ・ JR各線「渋谷」駅 西口より徒歩6分
- ※渋谷マークシティ出口より徒歩2分
- ・ 京王井の頭線「神泉」駅 より徒歩4分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。